

○航空自衛隊における小火器の取扱いに関する達(登録報告)

平成19年 3月22日 航空自衛隊達第5号

航空幕僚長 空将 吉田正

改正 平成26年3月26日 航空自衛隊達第27号 | 令和3年3月29日 航空自衛隊達第30号

航空自衛隊における小火器の取扱いに関する達を次のように定める。

航空自衛隊における小火器の取扱いに関する達(登録報告)

(趣旨)

第1条 この達は、航空自衛隊の武器庫等における小火器の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 小火器を保有する編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊、編制単位部隊及び機関をいう。
- (2) 取扱い 武器庫等における小火器の保管、点検、搬出及び搬入をいう。
- (3) 武器庫等 武器庫及び小火器格納庫等（部隊等の長が命じた職務の遂行に用いるために設置された小火器を保管するための施設又は設備をいう。）をいう。
- (4) 小火器 J．T．O．（航空自衛隊技術指令書規則（昭和43年航空自衛隊達第26号）第2条第2号に規定する技術指令書をいう。）00－10－10に定める地上武器等を基準とする口径20mm未満の火器をいう。
- (5) 銃掛 小火器を武器庫等へ収納するために用いる棚をいう。
- (6) けん銃格納箱 けん銃を格納し、施錠できる金庫又は保管箱をいう。

(武器庫等管理責任者)

第3条 部隊等の長は、武器庫等ごとに武器庫等管理責任者を指定するものとする。

2 武器庫等管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 武器庫等の維持に関すること。
- (2) かぎ（武器庫等の開閉扉のものに限る。）の管理に関すること。
- (3) その他部隊等の長が定める業務

(武器庫等管理責任者補助者)

第4条 部隊等の長は、必要に応じ、武器庫等管理責任者の補助者を指定することが

できる。

- 2 武器庫等管理責任者の補助者は、前条第2項各号に掲げる業務について、武器庫等管理責任者を補佐するものとする。

(小火器取扱責任者)

第5条 部隊等の長は、小火器の供用を受けた者を小火器取扱責任者に指定するものとする。この場合、当該小火器取扱責任者は、武器庫等管理責任者とは異なる者を指定しなければならない。

- 2 小火器取扱責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 武器庫等における小火器の取扱いに関すること。

- (2) かぎ（銃掛、けん銃格納箱その他小火器の保管に係るのものに限る。）の管理に関すること。

- (3) その他部隊等の長が定める業務

(小火器取扱責任者補助者)

第6条 部隊等の長は、必要に応じ、小火器取扱責任者の補助者を指定することができる。

- 2 小火器取扱責任者の補助者は、前条第2項各号に掲げる業務について、小火器取扱責任者を補佐するものとする。

(保管)

第7条 小火器は、銃掛又はけん銃格納箱を用いて施錠の措置を講じた上、武器庫等に保管しなければならない。

(警報装置の設置)

第8条 武器庫等は、警報装置を備え、開扉の際に警報を発する構造としなければならない。

- 2 警報の解除装置は、当直室、警衛所又は武器庫等内のいずれかに設置しなければならない。

(かぎの管理)

第9条 武器庫等並びに銃掛及びけん銃格納箱のかぎは分散して管理するものとし、一人の者によって小火器を取り出せないようにしなければならない。

- 2 武器庫等管理責任者（補助者を含む。次条において同じ。）及び小火器取扱責任者（補助者を含む。次条において同じ。）は、それぞれ、管理するかぎを常時携帯しなければならない。ただし、管理するかぎが多数ある場合は、施錠できる金庫又は保管箱に保管し、そのかぎを常時携帯するものとする。

- 3 課業時間外における武器庫等並びに銃掛及びけん銃格納箱のかぎの管理については、航空自衛隊基地服務規則（平成5年航空自衛隊達第6号）第28条第1項第2号の規定を準用する。この場合、前2項の規定に準じてその業務を行うものとする。

4 前項の規定その他の事由により一時的にかぎの管理を委任する場合は、その接受を記録しなければならない。

5 予備のかぎを必要とする場合は、前各項の規定に準じて管理するものとする。

6 前項の予備のかぎは、部隊等の長が一括して管理することを妨げない。この場合、部隊等の長は、第2項ただし書のものとは異なる金庫に保管するものとする。
(小火器の搬出及び搬入)

第10条 武器庫等の開閉並びに小火器の搬出及び搬入は、武器庫等管理責任者及び小火器取扱責任者又は一時的にかぎの管理を委任された者の立会いの下に2名以上で行わなければならない。

2 小火器取扱責任者は、小火器を搬出し、又は搬入する際に、小火器搬出入記録簿(別紙様式)に所要の事項を記載するものとする。
(点検)

第11条 部隊等の長は、小火器の員数及び施錠状況の点検を毎日実施しなければならない。
(報告)

第12条 部隊等の長は、小火器の亡失を確認した場合は、航空自衛隊事故速報規則(昭和60年航空自衛隊達第15号)の定めるところにより、直ちに航空幕僚長(整備・補給課長気付)に報告しなければならない(01-X29-AR(C-3))。
(教育)

第13条 部隊等の長は、小火器の取扱いに関する教育を年1回以上実施するものとする。
(特例)

第14条 部隊等の長は、この達の規定に従うことにより任務遂行上重大な支障があると判断した場合は、当該規定によらないことができる。
(委任規定)

第15条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、部隊等の長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日航空自衛隊達第27号抄)

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則(令和3年3月29日航空自衛隊達第30号)

この達は、令和3年3月31日から施行する。

別紙様式（第 1 0 条関係）

小 火 器 搬 出 入 記 録 簿

搬 出						搬 入				
年月日 時 刻	小火器名	数量	使 用 目 的	使用責任者 階級氏名	小火器取扱責任者 階級氏名	年月日 時 刻	数量	異常 の有 無	使用責任者 階級氏名	小火器取扱責任者 階級氏名

- 注： 1 使用責任者とは、訓練等の目的で小火器を使用することを命じられた指揮官等をいう。
 2 この様式により難しい場合は、この様式に準じ作成することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、横長に使用する。